

「電気受給（買取）契約」重要事項説明書

ご契約前に「太陽光余剰電力買取サービスの申込み」の記載内容と合わせてご確認ください。

【個人情報の取扱いについて】

●契約手続きに際しお伺いした組合員の個人情報は、生活協同組合コープこうべ（以下「当生協」といいます。）の個人情報保護方針に従い取扱うとともに、「コープこうべ共同利用プライバシーポリシー」従い手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、発電電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

【契約の申込みについて】

●当生協と電気受給（買取）契約を締結することを希望される場合は、インターネット上の専用フォームによりお申込みいただきます。

●当生協は、電気の需給状況、受電設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当生協との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当生協が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。

●また、お申込みに先立ち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の適用に際し「設備認定」を受けた時点から、発電方式や発電設備容量に変更がないことを確認いたします。発電方式や発電設備容量が認定時点と異なる場合、お申込みを受付けることができない場合があります。

●固定価格買取期間満了に伴う切り替えは、固定価格買取期間満了の20日前までにお申込みください。

【契約内容について】

●電気受給契約は、大阪ガス株式会社が再生可能エネルギーとして太陽光を利用して発電された電気を買取することを当生協が取次するための契約で、詳細は当生協の電気受給約款によるものといたします。

●当生協は電気受給約款を変更することがあります。組合員は、変更後の電気受給約款に異議がある場合、解約することができます。

●電気受給約款または受給契約の内容を変更する場合は、その変更内容を組合員にお知らせいたします。その際には、受給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当生協が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

【受給開始時期について】

●当生協との電気受給契約の締結後、現在ご契約中の電気買取契約の解約等、当生協による必要な手続きが完了した時点で、受給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる

場合の受給開始予定日は、お申込みから3週間～2ヵ月後となります。なお、お手続きの都合により受給開始予定日のご案内が受給開始後となる場合があります。また、お知らせした受給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

●万が一、受給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、受給開始予定日の4営業日前までに当生協へその旨をインターネット上の専用フォームによりお申し出いただく必要があります。

【スマートメーターへの取替について】

●当生協との電気受給契約締結後、送配電事業者が必要に応じて供給側、買取側の計量器をスマートメーターに取り替えます。取替に際して停電が発生する場合がありますのであらかじめご了承ください。

【買取料金メニューの適用条件について】

- 買取料金メニューは、組員からのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- 当生協と締結するその他の契約の解約等で買取料金メニューの適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当生協へ連絡していただきます。この場合、買取料金メニューの適用は当生協が通知を受けたまたは当生協が把握した直後の検針日の前日までといたします。
- 買取料金メニューの適用条件を満たさないで電気の受給を行なった場合、電気受給約款に基づき本来お支払いすべきであった金額と既にお支払いした金額との差額を精算いただきます。

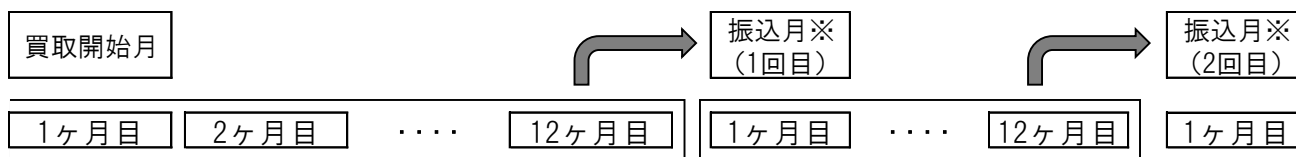
【料金の計算とお支払いについて】

- 検針および買取量の算定は、託送供給等約款に従い、送配電事業者が実施いたします。その結果を当生協が受け取り、電気受給約款の定めに従い買取料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 各月の買取量および買取料金を記載した「買電量一覧表」の電子メールの送信による通知を組員が希望する場合には、毎月通知いたします。
- 当生協は原則として買取料金を組員があらかじめ指定する口座に、買取を開始した月または料金をお支払いした月を1ヵ月目として、12ヵ月目までの料金を12ヵ月目の翌月の末日までに振り込みます。

なお、買取料金の振込に先立ち、各月の買取量および買取料金ならびに1年間の買取量および買取料金の書面の交付または電子メールの送信のいずれかによる通知を組員が希望する場合には、組員が希望する方法により年1回通知いたします。

●買取料金を当生協の電気料金等、当生協のその他の契約の料金の支払いに充当することはできません。

【お支払いまでの流れ】



※振込月に、振込予定の各月の買取量および買取料金を通知いたします。

【契約期間および契約の変更、解約について】

●契約期間は以下の通りといたします。

お申込み年度：受給開始日を初日として、最初に到来する3月末日まで

以降：4月1日から翌年3月末日まで

●組合員が当生協から他の事業者買取先を変更される場合には、新たな事業者に対して組合員より契約の申込みをしていただきます。

●契約種別の変更や転宅、発電設備の撤去等に伴う解約を希望される場合は、インターネット上の専用フォームによりお申し出ください。なお、解約をご希望の場合は、解約を希望される日の2営業日前までに当生協へお申し出いただく必要があります。

●組合員が発電設備または併設備を変更する場合は、当生協に書面またはコープこうべ ぐらしの情報センター（でんき専用窓口）へのお電話によりお申し出いただく必要があります。

●契約期間満了に先だつて受給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も1年（4月1日から翌年3月末日まで）ごとに同一条件で契約を自動更新いたします。

●クーリング・オフにより契約を解除された場合や当生協から契約を解約した場合等で、組合員が無契約状態になったときには、電気の受給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく必要があります。

【その他】

●受電電気方式および受電電圧は、託送供給等約款の定めに従うものといたします。

●組合員が新たに発電を開始される場合等で、新たに受電設備等を施設するときや、組合員の希望により受電設備を変更する場合は、託送供給等約款に従い送配電事業者を支払うべき金額を工事費負担金として組合員から申し受けます。

●送配電事業者の指示や災害の発生等により電気の受給を中止または制限する場合があります。これら、当生協の責めによらずに電気の受給を中止または制限する場合、当生協は原則として損害賠償責任を負わないものといたします。

●当生協または送配電事業者が必要と判断した場合には、組合員の承諾を得て、係員を組合員の発電場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気受給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における組合員が遵守すべき事項について承諾していただきます。

●現在の電気受給契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、組合員の不利益となる事項が発生する可能性があります。